

電子カルテ情報共有サービスは 医療DXの主役となれるのか



現在

20 点



5年後

60 点

千葉大学医学部附属病院 病院長企画室 | 土井俊祐

電子カルテ情報共有サービスは、政府が推進する医療DXの柱の1つである全国医療情報プラットフォームの要であり、国際標準規格HL7 FHIRへの準拠によるシームレスな医療情報共有は、少子高齢化が進む我が国にとって必要な効率化そのものである。開発の遅延や導入コストの負担が課題となっており、普及に向けた政府のリーダーシップに期待したい。

The Electronic Medical Record (EMR) Information Sharing Service is a core component of Japan's nationwide medical information platform, a key pillar of the government's Medical DX initiative. By adopting the international HL7 FHIR standard, it enables seamless and standardized exchange of medical data, promoting efficiency crucial for an aging society. However, repeated specification changes have delayed system development by vendors, and the high implementation costs burden medical institutions. The rollout schedule remains unclear, but strong government leadership is expected to ensure steady progress in building an efficient, digitally integrated healthcare system through the promotion of Medical DX.

はじめに

2022年10月に政府主導で「医療DX推進本部」が設置されてから、はや3年が経とうとしている¹⁾。この間に、オンライン資格確認等システムの義務化、マイナ保険証の導入と紙の保険証の原則廃止、電子処方箋の本格運用開始など、数々の議論を呼びながらも着々と多くの仕組みが導入されてきた。特に、2024年(令和6年)度診療報酬改定において「医療DX推進体制整備加算」が新設され²⁾、医療DXに対して診療報酬上の措置が講じられたことは大きな転機となり、医療機関にとつ

てDX推進への強い動機付けとなった。

医療DXの推進に関する工程表(図1)³⁾では、「①マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速等」「②全国医療情報プラットフォームの構築」「③診療報酬改定DX」の3つの柱が設定されており、このうち医療機関を超えた情報共有に関わる部分が「②全国医療情報プラットフォームの構築」である。全国医療情報プラットフォームでは、オンライン資格確認等システムを拡充し、医療に留まらず保健・医療・介護の各分野で共有可能なあらゆる情報を全国規模で活用できる情報基盤の構築が提唱されている。既に2021年より、特定健診情報・薬剤情報が、医療機関

や薬局、さらに患者本人もマイナポータルを介して閲覧できるようになっているが、この情報をさらに拡充する仕組みが「電子カルテ情報共有サービス」(図2)⁴⁾である。2025年2月には、「医療法等の一部を改正する法律」が閣議決定され⁵⁾、電子カルテ情報共有サービスを通じて3文書6情報を共有することや、感染症発生届を提出することに対して、法的整備が進められることとなった(ただし、2025年10月1日時点において改正法案は成立していない)。

3文書とは、①診療情報提供書、②退院時サマリー、③健診結果報告書を指し、このうち診療情報提供書は紹介先となる医